

関係機関・団体の長 殿

福島労働局雇用環境・均等室長



ハラスメント対応特別相談窓口の開設について

日頃より雇用環境・均等行政の推進につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施しております。

このため、福島労働局においても令和 7 年 12 月 1 日（月）～令和 8 年 3 月 31 日（火）までの間、労働者だけでなく事業主も利用できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置することといたしました。

つきましては、別添のとおり周知用チラシをお送りしますので、会議・研修・セミナー等での配布、広報誌・情報誌への掲載等により、周知広報に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！（チラシ） … 5 部

○上記の資料についてはホームページに電子媒体を掲載しています。

福島労働局 > 各種法令・制度・手続き > 雇用均等関係 >

福島労働局 雇用環境・均等室 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

(https://site.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/kokin_gekkan_002024.html)

福島労働局 雇用環境・均等室 指導係

〒960-8513 福島市花園町 5-46

電話 024-536-4609